

総務政策委員会会議録

招 集

令和6年3月12日（火）午後10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）渡 辺 穰 爾 （副委員長）吉 岡 古 都
伊 藤 ひろえ 稲 田 清 岩 崎 康 朗 門 脇 一 男
国 頭 靖 津 田 幸 一 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長兼調査課長 辻統括調整監 松本防災安全監

[秘書広報課] 幸本課長 小梅川課長補佐兼シティプロモーション推進室長

[総務管財課] 角課長 藤岡課長補佐兼総務担当課長補佐

横木情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 田中課長 柴田主査兼地域安全担当課長補佐

[調査課] 鶴籠主査 泉原課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 畠中担当課長補佐

[職員課] 伊藤課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐 松永給与担当課長補佐

[財政課] 金川課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

[契約検査課] 足立課長

[情報政策課] 最上課長 福留課長補佐

[営繕課] 前田次長兼課長

[選挙管理委員会事務局] 足立局長

【総合政策部】八幡部長 萩原人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 堀口次長兼課長 遠藤課長補佐兼総合戦略室長

上場広域行政推進室長

[都市創造課] 相野課長 岸本都市計画担当係長 石倉都市政策担当係長

[交通政策課] 足立担当課長補佐 宮前主任

[まちづくり企画課] 川本課長 藤堂課長補佐兼まちづくり担当課長補佐

石谷課長補佐兼国際交流室長

[地域振興課] 毛利課長 景山課長補佐兼地域活動担当課長補佐

盧川自治振興担当課長補佐 広戸公民館担当課長補佐

[男女共同参画推進課] 長谷川課長 舟木課長補佐

[人権政策課] 樋口人権啓発担当課長補佐

【経済部】

[経済戦略課] 坂隠課長

【淀江支所・淀江振興本部】中久喜支所長兼部長

[淀江振興課] 山浦総合政策部次長兼課長 本田事業担当課長補佐

山中振興担当係長

[地域生活課] 堀口課長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 松下調整官 田中庶務担当係長

傍聴者

安達議員 今城議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 田村議員 塚田議員 戸田議員
錦織議員 西野議員 松田議員 森田議員 矢田貝議員

報道機関 1人 一般 1人

審査事件及び結果

議案第6号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第7号 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第8号 米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第10号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第11号 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第12号 米子市弓浜コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第23号 公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議について [原案可決]

議案第24号 町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更について [原案可決]

議案第25号 事業契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

報告案件

- ・ 職員の兼業許可の基準の明確化及び地域貢献活動に係る休暇の創設について [総務部]
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請について [総務部]
- ・ 第2次米子市まちづくりビジョン（仮称）策定基本方針 [総合政策部]
- ・ 新米子市誕生20周年記念事業について [総合政策部]
- ・ 新商都米子のまちづくり2024（案） [総合政策部]
- ・ 米子市都市計画マスタープランの時点修正について [総合政策部]

~~~~~

## 午前9時58分 開会

○渡辺委員長 ただいまより総務政策委員会を開会します。

本日は、3月7日の本会議で当委員会に付託されました議案10件について審査すると

ともに、6件の報告を受けたいと思います。

初めに、総務部所管について審査をいたします。

議案第6号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

角総務管財課長。

**○角総務管財課長** そういたしますと、議案の第6号、24ページになります。こちらのほうを御覧ください。

議案第6号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、新たに用語の定義を定めるほか、条文において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表について、所要の整備を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある人。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 別のないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。資料につきましては、32ページから34ページとなっております。

この条例は、米子市消防団員が消防作業中等に損害補償を受けるような状況になった場合の金額、内容を定めたものでございます。そして、この条例の内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に沿ったものとするということになっておりまして、本年4月1日に本政令が修正されますことを受けまして、本条例につきま

しても同様の内容に改正を行うものでございます。改正内容につきましては、補償基礎額の変更ということで資料のほうに下線部で示したものでございます。説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 改定そのものは問題ないと思うんですが、この補償基礎額が階級と勤続年数によって変わるってことの根拠になる法律などってというのはあるんでしょうか。

**○渡辺委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** こちらの補償額の基準につきましては、先ほど申し上げました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令によって、そのときの階級ですとか在籍年数等に応じて定めるということになっております。そして、この政令に関しましては、消防組織法によりまして政令により定めるとありますので、根拠法令としましては法律、そして具体的な内容につきましては政令で定めてあるというふうを考えております。以上です。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 組織法の中にもなぜ階級別にするのかとか、勤続年数別にするのかっていう根拠がちょっと見当たらずに、ぱっと見たときに、なぜこういうふうになってるのかなっていうふうにちょっと疑問に思ったので、その辺が整理されてるといいのかなと思いました。以上です。

**○渡辺委員長** 整理するというのは、書いておけてこと、資料に。ちょっと整理するだけじゃ意味が分かんないんだけど。

〔「どういう経緯で階級別になってるか、勤続年数別になってるかとか理由とかが、国のほうでもしお示ししていただけるようであれば教えていただけるとありがたいです」と吉岡委員〕

**○渡辺委員長** 事前に聞いていて、そういうこと。

〔「はい」と吉岡委員〕

**○渡辺委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、これで終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 議案第8号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。資料は議案の36ページを御覧いただきたいと思います。

教育委員会の事務部局における業務の増加に対応するため、既に業務を行っています義務教育学校準備担当、そして令和6年度から設置します高校総体推進室の人員を配置するために、暫定的に教育委員会事務局職員の定数を変更するために改正をするものです。定数につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までを56人、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは52人と暫定的に変更するものとなります。説明は以上になります。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉岡委員。

**○吉岡委員** この職員さんを異動させてっていうことを伺ったんですけど、その減ったほうの部署の対処っていうのはどういうふうになってるのでしょうか。

**○渡辺委員長** 伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 常に教育委員会の事務局には増員をするということで、その部分は通常の職員採用であるとか、あと場合によっては任期付職員であるとか、会計年度任用職員であるとか、そういったところでの対応をしながら人員配置に努めているところです。

〔「分かりました。」と吉岡委員〕

**○渡辺委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** そうしますと、議案の38ページを御覧いただきたいと思います。

議案第9号、米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和6年度から会計年度任用職員に対しまして勤勉手当を支給することに伴いまして、基準日に育児休業をしています会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者に勤勉手当を支給するために、所要の整備を行おうとするものです。説明は以上になります。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号、米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** そうしますと、議案書40ページを御覧いただきたいと思います。

議案第10号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

勤勉手当の支給及び職員の降給に関しまして、人事評価の結果を活用し、及び反映することを明確にするため整備を行おうとするものです。一般職の職員の給与に関する条例につきましては、勤勉手当は職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給をすること。また、降給に関する条例につきましては、降格及び降号の事由に職員の能力評価、または業績評価の全体評価が下位の段階である場合を加えるというものを改正するためのものになります。説明は以上になります。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 別のないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○**伊藤職員課長** そうしますと、議案の43ページを御覧ください。

議案第11号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

米子市職員の給与に関する条例の勤務1時間当たりの給与額を算出する方法を改めたことに伴いまして、このたび会計年度任用職員及び会計年度任用短時間職員においても、同様の方法に改めるために所要の整備を行おうとするものとなります。説明は以上です。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 146ページを御覧ください。

議案第24号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更について御説明いたします。

米子インター周辺工業用地整備事業及び米子インター西産業用地整備事業の完了に伴い、事業区域に新たに町として、みのり町を新設するとともに、町の新設に合わせ記載の町及び字について変更しようとするものでございます。説明は以上でございます。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、事業契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畠中調査課担当課長補佐。

○**畠中調査課担当課長補佐** そういたしますと、議案第25号について説明させていただきます。議案書のページでは149から151となります。

こちらは、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る事業契約の締結についての議決の一部を変更しようとするものでございます。当該事業につきましては、令和2年度末に契約を締結し、昨年10月から供用開始に至ったところでございますが、施設整備費の割賦支払いに係る利率の確定及び維持管理費の改定方法を新たに定めるところでございます。このことから、12月定例会におきまして、金額の増額に係る補正予算及び債務負担行為をお認めいただいたところでございます。このたびの一部変更は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。説明は以上です。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号、事業契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会、暫時休憩をいたします。

**午前10時14分 休憩**

**午前10時37分 再開**

○**渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。



総務部から2件の報告を受けたいと思います。

初めに、職員の兼業許可の基準の明確化及び地域貢献活動に係る休暇の創設について、当局から説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 職員の兼業許可の基準の明確化及び地域貢献活動に係る休暇の創設について、御説明させていただきます。

地域活動をはじめとする職員の社会貢献に係る活動を推進するため、職員の兼業について、許可の具体的な基準を明確化するとともに、地域貢献活動に係る休暇を創設するところで報告させていただこうと思っております。

まず最初に、職員の兼業許可の基準の明確化についてでございます。兼業許可の基準についてですけれども、兼業につきましても、職務専念義務及び職務の公正の確保、職員の品位の保持を目的として、これらが損なわれるおそれがない場合に限り許可するものとするところで基準を設けたいと思っております。兼業を許可しない場合というところで、以下、4点を上げております。

続きまして、(2)ですけれども、地域貢献活動等に係る規定について御説明させていただきます。地域貢献活動による兼業というところでですけれども、人口減少や少子高齢化に伴います地域活動の担い手不足というものも背景に、公務員も地域コミュニティの一員としての役割が期待されております。そういったところから、職員が職務外において地域貢献活動に参加することを後押しするため、報酬を得て地域貢献活動に従事することについて、原則として許可をするというところも規定として明記をしたいというふうに思っております。具体例としては、自治会活動などを含めてこちらで例示しております。

続きまして、②ですけれども、米子市で任用する非常勤の公務職との兼職につきまして御説明します。米子市で任用する非常勤の公務職、こちら下のほうのA、イということになります。民生委員であるとか消防団員、もしくはイ、部活動指導員などの会計年度任用短時間勤務の職になりますけれども、こちらとの兼職については、あらかじめ職務の遂行に著しい支障がないことにつきまして所属長の承認を得た場合には、許可を不要ということで考えております。こちらの実施時期につきましても、令和6年4月1日から基準を設け、規則、規定を整備したいというふうに考えております。

続きまして、ページが変わりまして、2番目、地域貢献活動に係る休暇について御説明いたします。兼業の許可は、主に就業時間外に兼業等を行う場合に許可するものでございますけれども、就業時間内に地域貢献活動等を行う必要がある場合を想定いたしまして、新たな特別休暇として地域貢献休暇を新設し、職員の地域貢献活動への参加を支援していきたいというふうに考えております。制度内容につきまして御説明いたします。対象となる職員は、一般職の職員を対象といたします。休暇取得要件としまして、米子市の地域コミュニティの発展、活性化に寄与する活動などであって、公益性が高いというふうに思われる、見られるものに従事する場合を取得要件といたします。ただし、職員が報酬等を伴う活動または職に従事する場合には、あらかじめ市長が別に定める営利企業従事許可を受けた職員に限るというふうにさせていただきます。休暇取得の可能日数については、1年度につき5日の範囲内というふうに考えております。休暇の取得単位は1日、または1時間単位というふうに考えています。こちらの休暇の新設時期は、令和6年4月1日か

らを現状予定をしているというところで、休暇のほうを創設しようというところでは説明は以上になります。

**○渡辺委員長** 説明は終わりました。

御意見がある方は。

岩崎委員。

**○岩崎委員** これまでも自治会活動とか、職員さん、本当に出てもらってる方が多い、大半の方が出ていただいて、いろいろ協力いただけてますが、このたびは明確化するというものであります。若干だけ懸念するのは、休暇制度、休暇取得というところで、例えばこれまでも校区民の運動会に自治会長で、もしくは体育部長でとかで参加しました。でも、そんなもん別に職員休暇取ってるわけでもないし、仮にそうなんですけど、これまでも、これからも多分そうだと思うんですが、その辺で、休暇を取得するのはあくまでもこれは平日に限りませんが、休暇を取得して、そういう活動に従事していきますっていうことを明確にしていくっていうふうに逆に取られるような気がしてならんのですが、言い方が変ですが、ちょっとどんなものでしょうか。

**○渡辺委員長** 基準の明確化とは別に。

〔「逆に、これまでもある意味ボランティアでやってたにもかかわらず、明確化した分だけ休暇を取得しますとかいうことになりやしませんかということなんですけど、違うかな」と岩崎委員〕

**○渡辺委員長** ちょっと分かりやすく教えてあげてもらえますか。言ったことが分かりますか。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** そうですね、地域貢献活動、一応、兼業っていう、今回も基準を明確にはしておりますけれども、まず、休暇の創設と整理して御説明いたしますと、地域貢献活動の中に報酬を発生して務めるものがある中で、そういったものは、通常ですと報酬を伴う従事っていうものは、もともと、営利企業も含めてですけども、許可しない、できないものと、一応、地公法上はあります。そういった中で、ただ一定の、ある程度の報酬を得て地域貢献活動に従事する場合は兼業を許可するということがあります。そういった今の現状の……。

**○渡辺委員長** 下関総務部長兼調査課長。

**○下関総務部長兼調査課長** 今回の休暇の創設といいますのは、もともと市の職員っていうのは、地域からもそういった活動の担い手となることというのを、期待をされておられます。そういったような、なかなか市役所の職員、出てくる人も少ないよねみたいなお話も伺うことは間々あるんですけども、そういったことを市として後押しをしたい、サポートをしたい、そういう意味で今回、後押しをする休暇制度をつくったというところでございます。また、これは地域振興課の案件だと思いますけれども、地域活動の参加促進ということで人材バンク的な、そういったような取組も今、検討されてるというふうには聞いておりますので、お互いに連携し合って、市としても地域活動をしっかりやっていきたいというような気持ちを持っている職員を休暇制度面からもしっかりとサポートしていきたいという趣旨で、このたびこういったような制度を上げさせていただいているところでございます。

**○渡辺委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** ちょっと僕が求めてるものと若干違ってて、目的は分かります。まさにそうだろうなと思いますけど、例えば平日の夜に自治会長会を行います、自治会長になっておられました、職員さんが。それを、例えば、何ていうんですか、あっ、これ休暇か。

**○渡辺委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 休暇制度のことに関してだけ限定して御説明すれば、今、委員もお気づきになったと思いますけど、これまで職員が、仮に土日とか夜間はこれは休暇の必要は全くありません。勤務時間外を拘束することはありませんので、これは自由に地域活動、あるいは自分の余暇活動をすればいいわけであります。ただ、一方で、先ほど部長もあるいは職員課長も申し上げましたが、地域の人材も不足してくる中で市の職員の人材資源というのは非常に大きなものがございまして、地域でも、もちろん任意ということが前提にはなりますけど、活躍してほしいというふうに我々思っています。ただ、そのときに活躍しようと思えば思うほど、場合によっては勤務時間中に、ちょっと今日は平日の昼間だけ、こういったことを、作業なのか、それが、打合せなのか、やるけん集まってくれという話が出てきたときに、従来であれば職員は年次有給休暇を取って参加するというふうになるわけでありまして。もちろんそれは任意の余暇活動ですから、年休を取って参加するということは、それはそれでいいわけでありまして、先ほど来申し上げているとおり、地域の人材資源としても市の職員が活躍してほしい、そして、それが市の職員としての働きにも多分、いい影響を及ぼすだろうと、こう考えたときに、そういった一定の範囲で公益性が認められるものであれば、お手元の資料にあるとおり、年間5日間という上限は設けますけども、通常の年次有給休暇とは別枠で休暇を認めるというのが今回の制度の趣旨でありますので、御理解いただければと思います。以上です。

（「分かりました。」と岩崎委員）

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 今、副市長に説明いただいて、よく制度の理由は分かりましたけど、ちょっと事前に伺ったところによると、私がちょっと気になったのは、米子市の市民自治基本条例や服務規程の中に、職員が地域の一員というふうに位置づけられているものが一つもないんです。そういう状態の中でこういうものが決まると、この地域貢献活動を職員の方が地域の一住民として、権利として行うのか、職員の義務として行うのかっていうのが非常に曖昧になってしまうなというふうに感じています。本来は、今、副市長の御説明だと、やりたい人がやる、それは権利として認めるために、もっと後押しするために休暇制度、というふうにも捉えられますけど、地域から要請されてるので、公務員として義務でやるんだというふうにも捉えられるので、またちょっとその辺の整理というのはどういうふうになっているのか伺ってもいいでしょうか。

**○渡辺委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 我々、市の職員が住民であるということを改めて規定する必要は私はないと思います。それは自明なことだと思います。当然、どこで働く市民であっても、市民である以上それぞれの市民としての権利義務を負いますし、地域活動への何かしらの貢献も求められると、これは基本だと思っております。逆に言いますと、市役所の職員は、その

例外であるという法的な規制でもない限り、それはもう自明だということだと思いたすので、それを改めて何かの法令で定めるという必要はないだろうというふうに私は思います。当然のことではありますが、これは先ほど来、御説明しているとおりの一市民としての地域活動でありますので、それを我々は強制するとか、あるいは義務づける、義務という世界で語ろうという気は全くありません。もし、仮にそうしようとすれば、委員がおっしゃるとおり、何らかの義務関係を定める法令が必要になってくるだろうというふうに思います。したがって、今、そういった法令を設けるつもりはございませんので、あくまでも職員は一市民としての立場で地域活動に任意に貢献するということだと思っています。

ただ一方で、これ市役所の職員に限らないと思いたすけど、地域の様々な活動の担い手が人口減少社会、特に生産年齢人口の減少の中で非常に厳しくなっている。逆に言うと、自治会の役員さんなんかの高齢化と言うとちょっと失礼かもしれませんが、なかなか後継ぎが出なくて、バトンを後ろに渡せないという悩みもよく聞くわけであります。そういった中で、これは市の公務員に限らず現役世代にもう少し、大変だろうけど地域活動にも目を向けてもらって頑張ってもらいたいという、社会的な要請はあるように思いたすので、これは一般の民間企業で働く従業員の皆様と同じ立場において、市の職員も地域活動にもうちょっと目を向けて協力しようじゃないかということ。そして、雇用者としての米子市として、それを後押しする様々な制度の明確化、つまりそういったものに参画しやすい環境づくり、あるいは先ほど来、申し上げている休暇というような条件整備、これをやっていこうというものであります。以上です。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 分かりました。副市長が民間と同じように言われたんですが、逆に市役所がやることで民間にいい影響が波及するのではないかなと思いたす。ただ、新しい制度なので、分かりにくい部分があったり暴走があるといけないので、ガイドラインのようなものをしっかりと定めて、どの職員さんも理念とか方向性が分かるようにはしていただきたいと要望しておきます。以上です。

**○渡辺委員長** ほかに。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私もさっき吉岡委員が言われたように、県西部の民間企業はまだまだ兼業禁止ってところもあったり、ボランティアも駄目ですよみたいなどころもあるので、そこにも何かいい影響が出るようになったらいいなと思いたす。

一つ、この(2)の②のところ、「あらかじめ職務の遂行に著しい……、所属長の承認」って、その所属長ってのはどこを指すのか、ちょっと教えていただければと思いたす。

**○渡辺委員長** 伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 所属長というのは、例えば課であれば課長を指してありますので、課長の承認を得て、そういったものに従事するということを考えてあります。

**○渡辺委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 分かりました。じゃあ、課長にということですね。これはとてもいい制度だと思いますので、ぜひ総務部のほうから全庁に大きく声かけを、全職員さんに声かけをしていただければなと思いたす。以上です。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** ちょっと同じようなことですが、結局、先進地みたいなところも参考にしながらつくられたと思うんですけど、この制度。その許可ということですが、これは管理っていうか、許可等の……。休暇も含めてですね、いつまで何年勤めるとか、そういうのは分らないかもしれないですけど。そういった許可とか。許可を出します、兼業を許可しない場合にやっぱり当てはまってたとか、そうなった場合に許可を取り消すだとか、そういったものの管理っていうか、こういうことも取り組んでるという、管理は職員課でグリップされるっていうことでいいんですか。

**○渡辺委員長** 伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 兼業許可の申請、その後の管理も含めてですけど、そちらのほう、許可申請は任命権者がやることになってますので、職員課が担当してやっていこうと思っておりますので、職員課で管理したいと思います。以上です。

（「分かりました。」と国頭委員）

**○渡辺委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請についてを、当局からの説明を求めます。

足立契約検査課長。

**○足立契約検査課長** それでは、説明をいたします前に資料のほうで、2ページにわたっていると思いますので、御確認をお願いいたします。

訂正のほうをお願いしたいと思ひまして、1ページ目にあります2番の採択決定時期、令和6年3月中旬頃とありますところと、3番、今後のスケジュール、(1)のところと。採択が決定した場合は、3月議会最終日に補正予算を上程予定と記載してあるところとございます。例年3月10日に国からの内示がありますことから、採択が決定した場合は3月議会最終日に補正予算を上程する予定と記載しておりましたが、先週3月8日に国から、内示が例年より遅れておりまして、3月下旬頃になる見込みであるとの連絡がございました。そのため、国の交付金を活用して事業を実施するとの基本的な方針に変更はございませんが、新年度に入って速やかに事業着手することがより効果的な事業実施にとって必要でありますため、議会最終日に内示が間に合わなくても補正予算を上程させていただく準備を進めておりますので、どうか御承知おきいただきますようお願いいたします。なお、内示の結果によりましては、事業実施を見送らせていただく可能性がございますので、その場合には改めまして議会に報告等をいたしたいと考えております。

そういたしますと、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請について御説明いたします。

このたびデジタルを活用した地域の社会課題解決や魅力向上の取組として、電子入札システム及び契約管理システムの導入事業を令和6年2月15日に申請いたしました。この事業費は2,361万7,000円で、補助率は2分の1でございます。今回申請いたしました電子入札システムとは、従来、紙の書類で行われておりました入札手続をインターネットを使って電子的に行うものでございます。このたびのシステム導入では、電子認証システムを利用することによって安全性を確保し、入札だけでなく案件の公表から開札まで

の作業を一連で行うことにより、事業者の方や発注者における入札に関する事務を効率化することができるものでございます。また、併せて導入する契約管理システムは、入札に参加する事業者の情報を適正に管理するもので、電子入札システムを補完するものでございます。今回この事業の導入を申請いたしました背景についてでございますが、現在、入札に関する手続をかなりの部分を手作業で行っております。例えば、入札参加の申請や受付票、指名通知につきましては、事業者の方とファクスでのやり取りを行っております。また、郵便入札におきましては、指名いただいた事業者の方に期日指定の郵便で入札書を送付していただいております。事業者の方や発注者におきましても負担となっております現状がございます。特に事業者におかれましては、業界の人手不足が大きな問題となっております。業務の効率化は喫緊の課題となっております。このたび申請いたしましたシステムを導入することにより、それぞれの業務の効率化を実現し、より公平性、透明性、競争性の高い入札を行っていくことを目指してまいりたいと思っております。今後のスケジュールといたしましては、先ほど訂正させていただきましたように、3月議会最終日に補正予算を上程させていただき予定としております。そして、正式に申請が採択されましたら、令和6年度中にシステムの構築等を行っていく過程で具体的な運用方法を検討し、令和7年度より稼働できるように事業を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** 説明が終わりました。御意見のある方。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、以上で総務部からの報告を終了いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 00 分 休憩**

**午前 11 時 04 分 再開**

**○渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

議案第12号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり担当課長補佐。

**○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり担当課長補佐** そういたしますと、議案第12号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

米子市弓浜コミュニティー広場につきましては、今年度事業で第1多目的広場の夜間照明の整備を行っております。この夜間照明ができることによりまして広場の使用時間を延ばすことを目的として条例の改正をさせていただきたいと考えております。改正後でございますが、第1多目的広場及びクラブハウスの使用時間を午前8時半から午後9時半までといたします。あわせて、別表第2のほうになりますけれども、これまで区分を小学生及び中学生としておりましたところを、中学生以下の生徒及び児童というふうに改めております。さらに、次のページになりますが、照明の使用料につきましては、照明が全部で8基ございまして、全基使用の場合は使用時間30分につき1,400円、半分の4基使用のときには700円とすることとしたいと考えております。説明は以上です。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立交通政策課担当課長補佐。

○**足立交通政策課担当課長補佐** 139ページを御覧ください。議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議についてを説明いたします。

内容につきましては、安来市広域生活バス、通称イエローバスについてです。令和2年9月に、イエローバスにつきましては議決をいただいた協議書に基づき本市への乗り入れをしているところでございますが、安来市のほうから路線を延長し、鳥取大学医学部附属病院に乗り入れたいとの申出がございましたところから、所要の手続を行おうとするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

質疑はないようですので、終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

## 午後 1 時 0 4 分 再開

○渡辺委員長 総務政策委員会を再開します。

総合政策部から 4 件の報告を受けたいと思います。

初めに、第 2 次米子市まちづくりビジョン（仮称）策定基本方針について、当局からの説明を求めます。

堀口総合政策部次長兼総合政策課長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 それでは、第 2 次米子市まちづくりビジョン策定基本方針について御報告いたします。この方針につきましては、庁議のほうで方針を決めておりますので、その御報告というところです。

まず、1 点目、資料についてはポイントのみ説明いたします。1 番、第 2 次米子市まちづくりビジョン計画策定の趣旨について。このたびの計画策定は、令和 6 年度末に基本計画の期間が終了することに伴い、新たなまちづくりビジョンを市政を運営するためのまちづくりの指針として策定するものです。

2 番目、総合計画・総合戦略の位置づけですけれども、米子市民自治基本条例第 2 4 条に規定されている総合計画及びまち・ひと・しごと創生法第 1 0 条に規定されている市町村まち・ひと・しごと総合戦略として、まちづくりビジョンを令和 2 年 3 月に策定しております。このたび新たに策定するまちづくりビジョンについても、第 5 次米子市総合計画及び第 3 期米子市地方創生総合戦略として位置づけ、愛称を第 2 次米子市まちづくりビジョンとするものです。

2 ページを御覧ください。3 番、計画の名称ですけれども、新たな総合計画の名称は、第 5 次米子市総合計画及び第 3 期米子市地方創生総合戦略とし、愛称につきましても、引き続き第 2 次米子市まちづくりビジョンとします。

4 番の計画の構成ですけれども、新たな総合計画は、基本構想と基本計画で構成しております。（1）基本構想（ビジョン）。基本構想は、市政推進の長期的な展望に立ちながら、市の将来像とその実現のための市政の柱となる目標を、まちづくりの基本目標として掲げ、具体的に取り組む施策をまちづくりの基本方向として体系的に示します。

（2）基本計画（プラン）です。基本構想（ビジョン）で掲げた市の将来像、まちづくりの基本目標を実現するための施策について、まちづくりの基本方向ごとに現状と課題を整理し、今後、特に重点的に取り組む視点で、計画目標や主な取組、数値目標を示すこととしております。

続きまして、5 番の計画の期間です。基本構想の計画期間は、令和 2 年度から令和 1 1 年度までの 1 0 年間です。基本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間です。

3 ページを御覧ください。6 番の計画策定体制です。（1）審議機関。学識経験者、有識者及び公募委員で構成する総合計画審議会を設置、市長の諮問に応じて、計画案について審議し、答申を行います。（2）市民参画。計画の策定に当たり、幅広く市民の意見やアイデア等を把握し、計画案へ反映させるため、策定過程の情報提供を積極的に行うとともに、次のとおり、市民参画の機会の確保に努めることとします。①パブリックコメント、②市民への情報発信に努めます。（3）庁内体制。審議会へ諮問する総合計画の素案を策定するため、次のとおり内部機関を設置し、全庁的な体制の下、策定作業に取り組みます。1 つ



目、まちづくり戦略本部、2つ目、まちづくりビジョン策定プロジェクトチームです。以上が計画策定の体制になります。

7番、最後、策定スケジュールになりますけども、別紙の1を御覧ください。資料1です。令和6年の年明けから、今3月に至りますけども、こういった計画で令和6年度を進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

**○渡辺委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんから意見を求めます。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 何点か伺います。

まず、市民参画のところなんですけど、今回は基本構想は変えない、継続ということなので、ちょっとこの段階で聞くというよりも、もうちょっと早い段階で、今の時点で市民の御意見を伺って、それを計画に反映していくというふうなお考えはないのでしょうか。

**○渡辺委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 今回の計画ですけども、一応基本構想については全く変えないということではなくて、議会でも答弁させていただきましたけども、必要に応じて、見直しするべきところがあれば見直すという考え方でございます。今の時点で御意見をというお話でございまして、ここで今日説明したばかりで、第1次の総括もこれからという段階でございまして、その総括がまだの段階で、あらかじめどうでしょうかという、市民の皆さんにいろいろお話を聞くというのはいかがなものかなと思いますし、その辺りについては、できるだけ早い段階で公募の委員会というの立ち上げをしたいと思っておりますけども、その辺りを踏まえて、このスケジュールに沿ってやらせていただきたいというふうに思います。なお、委員の皆さん方におかれましては、今回、第2次をつくるに当たりまして、第1次はどうであったかというのは、率直にいろんな御意見をいただければなというふうに思っておりますので、そこはぜひ御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 私が言ってるのは、総括に当たって、市民の御意見を聞いたかどうかということ言ってるわけで、私が代弁をすれば、やはり市民の方、つかみどころがないなという印象を持っておられます。予算決算委員会でも御意見ありましたけど、ふわふわしていて、どこをやろうとしてるのか、あっちをやってみたりこっちをやってみたりというような御意見があることはお伝えをしておきます。あと、審議会についてなんですけど、今動いてる地方創生有識者会議っていうのは、もう入替えになるということでしょうか。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長兼総合政策課長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 令和5年度に改選しておりますので、令和6年度は引き続き、2年間の任期ということで、替わりませんので。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 今すぐく女性の委員さんも増えて、非常に活発な御意見いただいて、鋭い御意見も出て、いい感じになってるなと思います。そこに今度は総合計画の審議会が加わっていくわけなんですけど、一応目標は女性40%にはなってるんですが、できれば5割を目指していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長兼総合政策課長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 市としても努力はしておりますけども、いろんな団体の事情もありまして、直接お声がけはするんですけども、勘弁してほしいみたいなことを言われるところもありますので。努力はしてまいります。

○渡辺委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 あと、私も第1次策定の委員だったんですけど、若い方が委員で出ておられる、団体から代表で出ておられると、なかなか出席率が悪かったなという記憶があります。ほかの男女共同参画推進審議会だったかな、オンライン参加っていうのをされてたんですけど、そういう仕組みを整えるというふうなお考えはないですか。

○渡辺委員長 堀口総合政策部次長兼総合政策課長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 ウェブ会議は定着しておりますので、引き続きそういうことを要望された場合はやっていきたいと思えます。

○渡辺委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 最終報告のところが総務政策委員会になってるんですけど、全員協議会とか本会議で広く御意見を言う機会を設けるっていうのはどうですか。

○渡辺委員長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 それを必ずしも否定するものではありませんけども、全員協議会というのはあくまでも説明の場というふうに私は理解しておりますので、そういうきちんとした形での委員会の報告はそちらのほうがよろしいかなというふうに思っておりますが、ただ、皆さん方のほうで、それは今言われたように、全員に知らせるべきで、全員協議会で説明すべきだという御意見がありましたら、それはきちんと対応させていただきたいと思えます。

○渡辺委員長 ほかに。

〔「なし」と声あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、本件は終了いたします。

次に、新米子市誕生20周年記念事業について、当局からの説明を求めます。

堀口総合政策部次長兼総合政策課長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 それでは、新米子市誕生20周年記念事業につきまして御報告いたします。この記念事業につきましても、庁議のほうで方針を決めておりますので、議会に対しても御報告いたします。

まず、1つ目の趣旨、目的ですけれども、米子市は平成17年3月31日に旧米子市と旧淀江町が合併し、新市、米子市として誕生しました。これまでの歩みを振り返り、米子市の歴史や文化を再発見する機会とし、さらなる発展に向けて活気のある年にしたいと考えております。また、令和7年度からは新しいまちづくりビジョンによる市政運営が始まりますので、新たなビジョンに基づき、新米子市誕生20周年記念事業を実施したいと考えております。

2番の記念事業の基本的な考え方ですけれども、(1)本市の魅力を広くPRできる記念事業としたいと考えております。(2)未来に向けて、継続的効果のある記念事業を実施したいと考えております。(3)記念事業には、新米子市誕生20周年記念の冠をつけることとします。

3番の記念事業の実施期間ですけれども、令和7年4月から令和8年3月にかけて実施

することとします。スケジュール的なものは、資料の1を御覧ください。

4番、記念事業の構成につきましては、次の5つの考え方で構成いたします。①記念式典。これは新米子市誕生20周年記念式典を行います。②特別事業。本市主催で新米子市誕生20周年を象徴する事業を行います。③冠事業。本市、民間等が主催する事業で記念事業として位置づけできるものにつきまして、新米子市誕生20周年記念事業の冠名称を付し、新米子市誕生20周年を盛り上げてまいります。④広報事業。記念事業の広報周知、ロゴ・キャッチフレーズなどを作成し、広く市民への参加を呼びかけてまいります。

5つ目、記録事業。まちづくりビジョンを踏まえた記念誌を作成する予定にしております。

5の推進体制ですけれども、米子市住んで楽しいまちづくり戦略本部において、庁内プロジェクトチームを設置し、事業実施について検討し、戦略本部にて決定・実施してまいります。報告は以上です。

**○渡辺委員長** 報告は終わりました。

意見のある委員の方はおられますか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、新商都米子のまちづくり2024（案）について、当局からの説明を求めます。

相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** そうしますと、新商都米子のまちづくり2024（案）の説明をさせていただきます。資料、本編のほうは、もう一つの資料2のほうに添付してございます。

このたび新商都米子のまちづくり2023に、令和5年度に実施しました事業及び令和6年度に実施予定の事業等を追加、修正しまして、新商都米子のまちづくり2024の案を作成しましたので、報告いたします。

まず、令和5年度に実施しました主な事業等について、1ページ目にまとめております。まず、米子駅周辺ですが、米子駅南北自由通路、通称がいなロードが完成いたしました。また、駅の南側に交通広場も併せて整備をいたしました。角盤町周辺では、市道の工事を進める一方で、える・もーる1番街ではアーケードのリニューアル、本通りではアーケードの撤去が進められております。その他、米子港、東山公園、皆生温泉でも各種事業のほうの進捗を進めてまいりました。

続きまして、2ページ目になります。こちらには令和6年度に実施予定の主な事業をまとめております。米子港周辺では、引き続き広場の整備を進めるとともに、米子城跡の整備、こちらのほうを図ってまいります。また、東山公園では米子アリーナの整備のほか、公園全体の機能強化、魅力向上を図り、スポーツ健康まちづくりを推進いたします。皆生温泉では公園園路内にベンチを設置するなど、滞在環境を整えてまいります。

今回の改定、大きな変更等はないんですけれども、2023年からちょっと追記ということでお話しさせていただきたいところが、18ページの地元企業支援型地区計画についてでございます。こちらにつきましては、米子市が整備を推進しています、米子一境港間の高規格道路の正規ルートとなる可能性がある状況ということで、事業所等の建築を認めようとする都市計画を、米子市が決定するということが少し難しいということから、正規ルートが決定するまでの期間は休止するということとしております。

その他、戻りまして、11ページには、先ほどお話ししました東山公園での整備事業、こちらのほうにアリーナのイメージなどを新たに加えております。また、進みまして、22ページになります。こちらのほうでは、農業振興地域におきます耕作放棄地の有効活用ということで、これは皆生のほうでも圃場整備を進めておったんですけども、さらに富益のほうでの圃場整備のほうの施工が続いておりますので、こちらのほう、今までより少し詳しく掲載するようにしております。説明は以上になります。

**○渡辺委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんから御意見のある方は。

吉岡委員。

**○吉岡委員** この事業がつつらと上げてあるんですけど、実際、令和5年度とかの総括みたいなものって、事業ごとの財源とか費用の内訳とか実施、どの辺まで至ってるとかっていう、そういう報告は載ってはない感じなんですか。

**○渡辺委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 例えば1ページ目にあります実施した事業、これらの全ての事業とか、そういったものをまとめたものということであったと思いますけれども、今回の新商都米子のまちづくりにつきましては、各事業の進捗状況等をまとめておるものでして、それぞれの事業の事業費ですとか、そういったもののまとめた一覧表というところまでは作成しておりません。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 何かあちこちの計画に散らばってるものが、ここにぎゅっとまとめていただいて、すごく分かりやすいなと思いますので、実際はどこにすごく重点的に費用をかけてるのかとか、成果目標みたいなものもちらっと書いていただくとすごく分かりやすいなと思うので、また御検討ください。

**○渡辺委員長** ほかに。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、米子市都市計画マスタープランの時点修正について、当局からの説明を求めます。

相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** そうしますと、米子市都市計画マスタープランの時点修正について説明させていただきます。資料は7番でございます。資料の7-2のほうに本案のほうを添付してございます。

都市計画マスタープランですが、都市計画法に基づきまして、都市計画に関する基本的な方針を示すものであります。米子市のマスタープランは令和元年に策定され、今年の5月で5年を迎えることから、このたび時点修正を行うこととしました。このたびの主な修正点、3点を説明させていただきます。

まず、河崎ごみ焼却場等の整備方針です。こちらは都市整備の方針のうち、処理施設の用地については、現在立地しています施設を位置づけていますが、新たな整備や集約化が必要になることから、老朽化などの課題のある公共施設などの集約化、再配置を検討することということを加えております。

次に、湊山公園周辺の整備方針です。こちらは湊山公園の一部につきましては、米子城

跡が国の史跡に指定されておりまして、史跡公園として活用、整備を図ることに加えまして、鳥大病院の再整備に伴う公園の一部使用の要望を踏まえ、鳥取大学医学部附属病院の再整備など、周辺施設の状況を見ながら在り方を検討するというを加えることとしております。

3つ目ですが、新体育館整備などに係る東山公園周辺の土地利用についてです。新たな施設の整備に対応するため、新体育館などの整備を進めるとともに、東山公園周辺の土地利用を検討することを加えます。

なお、このたびの時点修正ですが、進捗管理をするものではないため、例えばがいなロードなどの整備が進んだことによります記載の表現の修正まではしておりません。

最後に、今後の予定ですが、当委員会の後、米子市都市計画審議会におきまして意見を伺いました後に、令和6年6月頃に公表をしていきたいなというふうに考えております。説明は以上です。

**○渡辺委員長** 説明は終わりました。

委員からの意見を求めます。

国頭委員。

**○国頭委員** さきの、前の計画もそうなんですけど、市長の歩いて楽しいまちづくりということで、中心市街地だけで集中的に事業をされますけども。委員長も言われたんですけど、いわゆる市街化調整も含めた手当てというか、発展のところは考えていかないと、私はこの都市計画のプランを見ると、まだまだちょっと弱いというか。私も最終的にはもう松江が線引きを廃止したら、委員長も言われましたけども、撤廃するぐらいの考えというか、そのぐらいなのに、2割の市街化区域にこれだけ投資して、成果がどのぐらい出てくるか分かりませんが、8割の市街化調整区域も発展というか、住宅も建ったり、それなりに発展してますんで、それはしっかりと手当てをして、計画に取り組むような姿勢を見せてもらいたいなと思ってます。これは意見ですけど、御意見があったら。

**○渡辺委員長** これ、都市計画マスタープラン全体のことの今発言だよな。

〔「そうです」と国頭委員〕

**○渡辺委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 中心市街地だけというお話でございましたけども、大きな、それは誤解でございまして、まず、この都市計画マスタープランの31ページをちょっと見てやっていただければと思います。

そこにはっきりと書いてあります。都市づくりの理念といたしまして、まちなかと郊外が一体的に発展する都市というのが、私どもの都市計画のマスタープランの理念でございまして、中心市街地だけの発展を促しているものではないということを、改めてはっきりと申し上げたいと思います。そして、今現在、様々なところで、例えば郊外においても様々な規制緩和をしておりますので、そのことは十分、委員さんのほうも御承知かと思いますが、まちなかだけの施策を進めているわけではないということをはっきりこの場で申し上げたいと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 分かりますよ。こう書いてありますけど、でも、記述の部分はやっぱり少ないんですよ、結局は。それは一体ということを言われても、やっぱり中心市街地、中心の

施策に偏重しとるんじゃないかなというふうに思いましたんで、私は言わせていただきました。意見です。

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** そういう計画、まちなかと郊外が一体的に発展するという思いで、こういう計画をされてるということはよく分かるんですけど、例えばその効果測定に対して、RESASなどで人口の集積とか住宅の集積とか、そういうものの変化というもの、逐一確認をする必要があると思うんですが、その成果を見るためにそういったものを利用するのは、今現時点であるんでしょうか。

**○渡辺委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 都市計画等の将来像とかを定めたときの成果といいますか指標、そういったものを、例えば人口ですとかということだと思んですけども、そういったものにRESAS使ってってということのお話だったと思います。

今、一つ一つそういったことで確認等はしてないんですけども、マスタープランにつきましても、昨年策定しました立地適正化計画にしましても、ある一定の年数、5年、10年、20年ぐらい先を見越しての計画でして、立地適正化計画ですと5年に1回、その数値等を確認しながら、次の計画に向けて見直し等するというようにしておりますので、そういったところで、その都度確認のほうはしてまいりたいと思っております。以上です。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** もうちょっとデータ活用ということをされないと、それで、可視化することで、私たちも見えるわけですよ。表とか数字の推移だけで示していただくよりは、やっぱり絵で見るほうが分かりやすいですし、実際見てみると、南北自由通路、駅が新しくなっても、そこに滞在する人、出ていったり、動く、交流の人たちってあんまり増えていなかったりとか、どういう方が来られているのかっていうのも全部可視化できるわけですので、やっぱりこれ、政策決定に当たって、活用しないっていうのはちょっと今どきどうかと思いますけど、いかがですか。

**○渡辺委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** RESAS等の活用についてのお尋ねでございますけども、RESASを活用しないということではなくて、活用させていただいてるんですが、何せ、あれ、ちょっと時点が古いんですよ、出てくるデータが。それは委員も御承知のことかと思しますので、例えば今の状況を判断しようと思っても、仮に二、三年前のデータしかないもので、あんだけの予測は難しいなど。ただ、私ども、今、ちょうど既に予算をつけていただいて、検討させていただいてます、DS. INSIGHTという人の流れが分かるような部分については、これは予算の承認をいただいて、それを活用させていただいております。それで、今、この動きというのは、いるような流れをしております。ただ、これについても、それこそ、自由通路ができてすぐすぐということではなくて、やはりある程度、先ほど課長も申しあげましたように、ある程度の年数をもって、やっぱり経過は見ていかなきゃいけないのかなということ。それと、あと、先ほどの課長の補足ですけども、人口メッシュのお話をされてると思うんですけども、それについては、立地適正化計画を策定する際に、そういう人口メッシュっていうのは全部、一応点検調査をした上で計画策定し

ておりますし、今後、その見直しの段階になったら、またそのメッシュというのがどういうふうに進んでいるのか。ただ、これは、本当にある意味、この計画自体が20年ですから、そういう長期的なスパンを持って、やっぱり見ていかないといけないものだという事はぜひ御理解をいただきたいと思います。

**○渡辺委員長** ほかに。

国頭委員。

**○国頭委員** 41ページにさっきのデータ、米子市の市街化区域には総人口の約68%が生活しているということ、このデータというのは、いつのデータですか。

**○渡辺委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** この41ページの総人口の68%の人口ということですが、これの基になりますのが、平成27年に調査しました国勢調査、こちらの結果の数値を用いたものでございます。以上です。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** だから、10年弱前になるんですね。だから、やっぱりその差というか、ラグはあると思いますので、私はやっぱり最新のところも含めて判断していくべきだなと思ってますので、これは要望して。

**○渡辺委員長** それは今、時点修正の議論をしとるので、時点修正した際っていう話なんですか、それは。

〔「こういった計画は、10年前の統計でやるべきではないなと思ってますので、本来は、やっぱり最新の状況をもって判断していくのが妥当だと思ってますので」と国頭委員〕

**○渡辺委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** マスタープランの策定につきましては、策定する時点で、約20年後の米子市の状況を考えながら策定しております。その中で、年数が経過したときに幾らかの人口推計の推移の差が生まれたりとか、そういうこともあるかと思うんですが、そういったことも含めまして、時点修正であったり、例えば10年後、見直しをかけたときにその数値がどれくらい離れているのか、10年前の推計と10年後の推計でどれくらい違ってくるのかっていうような確認、そういったものは必要だと思うんですが、その都度、10年たったからもう古いとかいうようなことではなくて、あくまで20年後をスパン見越して策定した中の10年目というような捉え方を我々としてはしているところです。以上です。

**○渡辺委員長** それでは、時点修正についてはよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○渡辺委員長** では、これで報告は終わりにしたいと思います。

総務政策委員会を閉会いたします。

**午後1時40分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 渡 辺 穰 爾